【テーマ２】検討の方向性について

資料４

現行計画の基本目標２「循環型社会」においては、「資源の分別と３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進」、「ごみの減量と適正排出への指導」の２つの方向性を示しています。

新たな環境基本計画においては、テーマ２「資源を大切にする循環型社会の実現」の中に次の４つの取組の柱を置き、それぞれの方向性については、次のとおり検討しています。

１　４つの取組の柱

（１）発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成

（２）徹底した資源化（リサイクル）、再生素材や再生可能資源の利活用（リニューアブル）

（３）事業系ごみの減量と適正排出

（４）安全・着実で効率的な収集・運搬・処理基盤の構築

２　各取組の方向性

（１）発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成

中野区が掲げる「環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市」の実現に向けては、不用なものは買わない、もらわないこと（リデュース＝発生抑制）を第一に意識・行動し、使用できるものは繰り返し使う、あるいは有効に使い回す（リユース＝再使用）ことを最大限に実施することとしています。さらに、リデュースのうち食品ロスの削減については、持続可能な取組とするため、引き続き飲食店や大学等と連携して取り組んでいきます。

区は、区民や事業者の意識醸成に取り組んでいきます。

（２）徹底した資源化（リサイクル）、再生素材や再生可能資源の利活用（リニューアブル）

中野区が掲げる「環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市」の実現に向けては、リデュース、リユースを最大限に実施し、それでも出てしまう不用なものはできる限り資源とする（リサイクル＝再生利用）こととしています。さらに、国は、単一素材化された商品等の再生利用が容易な商品を選択することや、木材等の再生可能資源を利用した製品を優先的に購入する（リニューアブル＝再生可能資源活用）ことも国民に求めています。

区は、廃棄物の適正排出や効率的な資源化、再生素材や再生可能資源の利活用を推進するため、区民・事業者に向けた周知・啓発に取り組んでいきます。

（３）事業系ごみの減量と適正排出

事業系廃棄物については、減量・資源化の推進及び適正排出の促進に取り組みます。また、区の収集によらず、事業者の自己処理の原則に基づいた民間事業者への収集委託を促していきます。さらに、大規模事業者に対しては、立入調査の実施に伴う排出指導などのごみ減量・リサイクルに対する一層の意識啓発等を行います。

（４）安全・着実で効率的な収集・運搬・処理基盤の構築

ごみの収集、資源回収は、危険を伴う作業ですが、日々安全かつ着実に実施していきます。また、配慮が必要な区民に対して適切な収集を実施します。

今後、清掃車のZEV化の開発が進んでいくことが見込まれるなど技術革新の状況を注視するとともに、環境負荷を抑えたごみの収集と効率的な収集体制の両立に向けて継続して検討します。

災害廃棄物については、近年の大規模災害後の状況を見ても、廃棄物の処理完了までの期間は相当の長期に及んでおり、発災後の円滑・迅速な処理が重要な課題であり、検討を進めます。

３　各取組における課題

（１）発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成

○ごみの減量に取り組む区民の割合を向上させるため、発生抑制、再使用の具体的な取組を示し、実践する区民を増やしていく必要があります。

○食品ロス削減を推進していくため、食品ロス削減協力店舗を新規開拓していくとともに、各店舗との連携を強化する新たな取組を検討する必要があります。

（２）徹底した資源化（リサイクル）、再生素材や再生可能資源の利活用（リニューアブル）

○燃やすごみの中の資源化可能物の混入率を低減させるため、資源等の分別ルールや適正な排出方法の周知・啓発に継続して取り組む必要があります。

○資源とごみに関する慣習等が異なる地域からの転入者など丁寧な周知が必要な区民や、資源とごみの出し方に関心の薄い区民に向けた効果的な情報発信に取り組む必要があります。

○再生素材や再生可能資源を利活用する区民・事業者を増やしていく必要があります。

（３）事業系ごみの減量と適正排出

○事業系ごみの減量と適正排出に取り組む事業者を増やしていく必要があります。

○事業者に対して適切な指導を行い、適正排出に向けた普及・啓発を行う必要があります。

（４）安全・着実で効率的な収集・運搬・処理基盤の構築

○効率的かつ環境負荷を抑えたごみの収集を両立させる必要があります。

○有害物や危険物等がごみに混入すると、収集・回収が安全に行えなくなるため、区民等に混入防止を徹底させる必要があります。

○区内は、狭あい道路が多く、ごみや資源の収集・運搬の際に小型車両しか進入できないなど、地域特性を考慮するとともに、資源化に適した車両を活用する必要があります。

○非常時及び災害時に区民、事業者、区が適切な廃棄物の排出、処理を行えるよう、事前の準備・周知を行う必要があります。